山形市消費生活センター情報 2023年5月号



「以前注文を受けた健康食品を送ります。代金は3万円。そのときの録音も残っている」と 突然電話があった。注文した 覚えはないと答えると、電話が切れた。

健康食品の送り付け商法に ご注意ください!



ここが重要 ベニ!!

- ●「注文いただいた健康食品を送ります」などと突然電話があり、 申し込んでいないと伝えても、強引に送り付けて代金を支払 わせようとする送り付け商法の相談が寄せられています。
- ●注文した覚えがなく、購入するつもりもなければ、「注文していません。もう電話はかけないでください」ときっぱり断りましょう。
- ●断ったにもかかわらず商品が届いてしまった場合は、受け取りを拒否 しましょう。電話で断り切れず商品が届いてしまった場合でも、クー リング・オフが出来ることがあります。
- ●困ったときは、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階 〈相談受付〉火~日(月・祝休館)午前9時~午後5時 〈相談専用電話〉023-647-2211 消費者ホットライン188もご利用ください 山形市公式 LINE にて毎月センター 情報を配信中です

